

新 旧 対 照 表

項目	旧【土木工事共通仕様書 平成29年12月】	新【土木工事共通仕様書 平成30年3月23日通知】
目次-1	<p style="text-align: center;">-目 次-</p> <p>第 1 編 共通編..... 1-1</p> <p>  第 1 章 総 則..... 1-1</p> <p>    第 1 節 総 則..... 1-1</p> <p>      1-1-1-1 適 用..... 1-1</p> <p>      1-1-1-2 用語の定義..... 1-1</p> <p>      1-1-1-3 設計図書の照査等..... 1-5</p> <p>      1-1-1-4 施工計画書..... 1-5</p> <p>      1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録..... 1-6</p> <p>      1-1-1-6 監督員..... 1-6</p> <p>      1-1-1-7 工事用地等の使用..... 1-7</p> <p>      1-1-1-8 工事着手..... 1-7</p> <p>      1-1-1-9 工事の下請負..... 1-7</p> <p>      1-1-1-10 施工体制台帳..... 1-8</p> <p>      1-1-1-11 受注者相互の協力..... 1-8</p> <p>      1-1-1-12 調査・試験に対する協力..... 1-9</p> <p>      1-1-1-13 工事の一時中止..... 1-10</p> <p>      1-1-1-14 設計図書の変更..... 1-10</p> <p>      1-1-1-15 工期変更..... 1-10</p> <p>      1-1-1-16 支給材料及び貸与品..... 1-11</p> <p>      1-1-1-17 工事現場発生品..... 1-12</p> <p>      1-1-1-18 建設副産物..... 1-12</p> <p>      1-1-1-19 工事完成図..... 1-13</p> <p>      1-1-1-20 工事完成検査..... 1-13</p> <p>      1-1-1-21 既済部分検査等..... 1-14</p> <p>      1-1-1-22 部分使用..... 1-14</p> <p>      1-1-1-23 施工管理..... 1-15</p> <p>      1-1-1-24 履行報告..... 1-16</p> <p>      1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求..... 1-16</p> <p>      1-1-1-26 工事中の安全確保..... 1-16</p> <p>      1-1-1-27 爆発及び火災の防止..... 1-18</p> <p>      1-1-1-28 後片付け..... 1-18</p> <p>      1-1-1-29 事故報告書..... 1-19</p> <p>      1-1-1-30 環境対策..... 1-19</p> <p>      1-1-1-31 文化財の保護..... 1-22</p> <p>      1-1-1-32 交通安全管理..... 1-22</p> <p>      1-1-1-33 施設管理..... 1-24</p> <p>      1-1-1-34 諸法令の遵守..... 1-25</p>	<p style="text-align: center;">-目 次-</p> <p>第 1 編 共通編..... 1-1</p> <p>  第 1 章 総 則..... 1-1</p> <p>    第 1 節 総 則..... 1-1</p> <p>      1-1-1-1 適 用..... 1-1</p> <p>      1-1-1-2 用語の定義..... 1-1</p> <p>      1-1-1-3 設計図書の照査等..... 1-5</p> <p>      1-1-1-4 施工計画書..... 1-5</p> <p>      1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録..... 1-6</p> <p>      1-1-1-6 監督員..... 1-6</p> <p>      1-1-1-7 工事用地等の使用..... 1-7</p> <p>      1-1-1-8 工事着手..... 1-7</p> <p>      1-1-1-9 工事の下請負..... 1-7</p> <p>      1-1-1-10 施工体制台帳..... 1-8</p> <p>      1-1-1-11 受注者相互の協力..... 1-8</p> <p>      1-1-1-12 調査・試験に対する協力..... 1-9</p> <p>      1-1-1-13 工事の一時中止..... 1-10</p> <p>      1-1-1-14 設計図書の変更..... 1-10</p> <p>      1-1-1-15 工期変更..... 1-10</p> <p>      1-1-1-16 支給材料及び貸与品..... 1-11</p> <p>      1-1-1-17 工事現場発生品..... 1-12</p> <p>      1-1-1-18 建設副産物..... 1-12</p> <p>      1-1-1-19 工事完成図..... 1-13</p> <p>      1-1-1-20 工事完成検査..... 1-13</p> <p>      1-1-1-21 既済部分検査等..... 1-14</p> <p>      1-1-1-22 部分使用..... 1-14</p> <p>      1-1-1-23 施工管理..... 1-15</p> <p>      1-1-1-24 履行報告..... 1-16</p> <p>      1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求..... 1-16</p> <p>      1-1-1-26 工事中の安全確保..... 1-16</p> <p>      1-1-1-27 爆発及び火災の防止..... 1-18</p> <p>      1-1-1-28 後片付け..... 1-19</p> <p>      1-1-1-29 事故報告書..... 1-19</p> <p>      1-1-1-30 環境対策..... 1-19</p> <p>      1-1-1-31 文化財の保護..... 1-22</p> <p>      1-1-1-32 交通安全管理..... 1-22</p> <p>      1-1-1-33 施設管理..... 1-24</p> <p>      1-1-1-34 諸法令の遵守..... 1-25</p>

新 旧 対 照 表

項目	旧【土木工事共通仕様書 平成29年12月】	新【土木工事共通仕様書 平成30年3月23日通知】
P. 1-13	<p>受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、<b>施工計画書</b>に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出 建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが通知完了した時は、「産業廃棄物等の不適切な処理の防止に関する条例」(平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号)第 16 条の 3 に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-19 工事完成図 受注者は、<b>設計図書</b>に従って工事完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。 なお、完成図とは<b>設計図書</b>に従って作成された完成図書のことであり、出来形測定の結果、最終的にできあがった図面をいう。</p> <p>1-1-1-20 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成届の提出 受注者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 工事完成検査の要件 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (1) <b>設計図書</b>（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 (3) <b>設計図書</b>により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>3. 検査日の通知 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>4. 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として<b>契約図書</b>と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p>	<p>受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、<b>建設副産物情報交換システム (COBRIS)</b> により、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、<b>建設副産物情報交換システム (COBRIS)</b> により、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、<b>施工計画書</b>に含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、<b>建設副産物情報交換システム (COBRIS)</b> により、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出 建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが通知完了した時は、「産業廃棄物等の不適切な処理の防止に関する条例」(平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号)第 16 条の 3 に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出しなければならない。</p> <p>1-1-1-19 工事完成図 受注者は、<b>設計図書</b>に従って工事完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。 なお、完成図とは<b>設計図書</b>に従って作成された完成図書のことであり、出来形測定の結果、最終的にできあがった図面をいう。</p> <p>1-1-1-20 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成届の提出 受注者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 工事完成検査の要件 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (1) <b>設計図書</b>（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 (3) <b>設計図書</b>により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>3. 検査日の通知 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>4. 検査内容</p>

新 旧 対 照 表

項目	旧【土木工事共通仕様書 平成29年12月】	新【土木工事共通仕様書 平成30年3月23日通知】
P.2-1	<p style="text-align: center;"><b>第 2 編 材料編</b></p> <p><b>第 1 章 一般事項</b></p> <p><b>第 1 節 適 用</b></p> <p><b>2-1-1-1 適 用</b></p> <p>工事に使用する材料は、<b>設計図書</b>に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す品質規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が<b>承諾</b>した材料及び<b>設計図書</b>に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p> <p>なお、監督員が<b>承諾</b>した材料とは、<b>設計図書</b>の品質規格に適合しない材料を使用する場合に監督員が<b>承諾</b>した材料をいう。</p> <p><b>2-1-1-2 県内産品の使用</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（県内産品）を<b>優先して</b>使用するものとする。</p> <p>特に表 2-1-1 主要資材リストにある<b>主要資材</b>の調達にあたっては、<b>原則として</b>県内産品を使用するものとする。</p> <p>ただし、<b>主要資材</b>について県内産品の調達が困難な場合は、<b>県内に本店や営業所等を有する取扱業者から県内の本店又は県内の営業所等を通じて</b>直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「<b>県内産品未使用理由書</b>」を<b>提出し、確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>2. 適用除外</b></p> <p>WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工事は、前項の適用を除外する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 編 材料編</b></p> <p><b>第 1 章 一般事項</b></p> <p><b>第 1 節 適 用</b></p> <p><b>2-1-1-1 適 用</b></p> <p>工事に使用する材料は、<b>設計図書</b>に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す品質規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が<b>承諾</b>した材料及び<b>設計図書</b>に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p> <p>なお、監督員が<b>承諾</b>した材料とは、<b>設計図書</b>の品質規格に適合しない材料を使用する場合に監督員が<b>承諾</b>した材料をいう。</p> <p><b>2-1-1-2 県内産品の使用</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（県内産品）を<b>原則として</b>使用するものとする。<b>ただし、工事請負代金額が 250 万円未満の工事、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。</b></p> <p>県内産品の調達が困難な場合は、取扱業者の<b>県内の本店又は営業所等</b>から直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「<b>県内産品未使用理由書</b>」を<b>提出し、確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>2. 適用除外</b></p> <p>WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工事は、前項の適用を除外する。</p>



新 旧 対 照 表

項目	旧【土木工事共通仕様書 平成29年12月】	新【土木工事共通仕様書 平成30年3月23日通知】
P.2-3	<p>燃料費、賃料、損料等は対象外。</p> <p><b>第2節 工事材料の品質</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成図書の納品時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等<b>確認資料の提示</b>に替えることができる。</p> <p>2. 中等の品質</p> <p>契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3. 試験を行う工事材料</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは<b>設計図書</b>に定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。</p> <p>4. 見本・品質証明資料</p> <p>受注者は、設計図書において指定した材料及び下記①～③について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に<b>提出</b>し、<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品の品質を証明する資料については、JIS認証書または製品カタログとする。また、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等に替えることができる。</p> <p>① 表2-1-2に示す指定材料</p> <p>② 監督員が<b>提出</b>を指示した材料</p> <p>③ 受注者が<b>確認</b>を必要と判断した材料</p>	<p><b>第2節 工事材料の品質</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成図書の納品時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等<b>確認資料の提示</b>に替えることができる。</p> <p>2. 中等の品質</p> <p>契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3. 試験を行う工事材料</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは<b>設計図書</b>に定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。</p> <p>4. 見本・品質証明資料</p> <p>受注者は、設計図書において指定した材料及び下記①～③について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に<b>提出</b>し、<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品の品質を証明する資料については、JIS認証書または製品カタログとする。また、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等に替えることができる。</p> <p>① 表2-1-2に示す指定材料</p> <p>② 監督員が<b>提出</b>を指示した材料</p> <p>③ 受注者が<b>確認</b>を必要と判断した材料</p>